

長岡市感染症拡大防止対策支援補助金 II型 申請方法について

1 事業の目的

市内の病院及び診療所（以下「医療機関」）に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策にかかった経費に補助金を交付し、医療機関の感染症拡大防止対策を支援します。

2 対象医療機関

以下の要件すべてに該当する医療機関が対象となります。

(1) 医療法に基づく開設許可を受けている市内に所在のある医療機関であること。

ただし、以下の事項に該当する医療機関は、対象外とします。

- ① 国、地方公共団体（本市を含む）が運営する医療機関
- ② 本市から運営費補助を受けている医療機関
- ③ 開設者が長岡市医師会及び長岡歯科医師会に所属している診療所 ※
- ④ 専ら施設入所者のみを診療する医療機関
- ⑤ 専ら健診及び献血に係る診療のみを行う医療機関

※③の医療機関は各医師会から補助金が交付されますので、所属医師会へお問い合わせください。

(2) 長岡市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当しないこと。

3 対象経費

令和2年4月1日から令和3年1月31日までに支払った、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にかかった物品購入費・委託料等

ただし、国、他の地方公共団体、公益法人等の補助金又は本市の他の補助金の交付を受ける経費は対象外とします。

- (例) マスク・手指消毒剤・飛沫防止用アクリルパネルなどの物品購入費
清掃・消毒回数の増加に伴う清掃委託料 など
※補助対象となるか不明な場合は、お問い合わせください

4 補助金額

<病院> 上限 **20万円** <診療所> 上限 **10万円**

※ 対象経費が上限額に達しない場合は、実際に支払った金額とします。
また、1,000円未満は切り捨てとします。

5 申請方法

(1) 受付期間

令和2年7月10日（金）から 令和3年1月31日（日） ※当日消印有効

(2) 申請書類

- ① 長岡市感染症拡大防止対策支援補助金交付申請書
- ② 請求書
- ③ 提出書類チェックリスト

(3) 申請方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、郵送での提出をお願いいたします。
送料は、申請者のご負担となります。

宛先：〒940-0084

長岡市幸町2丁目1番1号

長岡市福祉保健部健康課 予防推進係 行

6 交付決定

申請書類の受付後、長岡市補助金等交付規則に基づき、書類の審査を行い、申請内容が適正と認められた場合、市から交付決定通知を送付いたします。請求書は交付決定日を請求日及び受理日とし、受理日から30日以内に指定の口座に振り込みます。

※審査の結果、審査内容が適正と認められない場合は、申請を却下することがあります。また、申請書類に不備がある場合、書類の追加、差替え等をお願いすることがあります。

7 実績報告

(1) 報告期限

事業の完了から30日以内または、令和3年2月26日（金）のいずれか早い日

(2) 提出書類

- ① 長岡市感染症拡大防止対策支援補助金実績報告書
- ② 領収書（レシート）等の写し
※対象経費について、支払いの相手先、支払日、品名、金額がわかるもの
- ③ 提出書類チェックリスト

(3) 申請方法

交付申請と同様に、郵送での提出をお願いいたします。

8 額の確定

実績報告書の受付後、長岡市補助金等交付規則に基づき、書類の審査を行い、報告内容が適正と認められた場合、補助金の額を確定し、市から額の確定通知を送付いたします。なお、実績報告の額が交付決定額よりも少なかった場合は、戻入金が発生しますので、市が発行する納付書にて返納をお願いいたします。

9 問い合わせ先

ご不明な点は、以下までお問い合わせください。

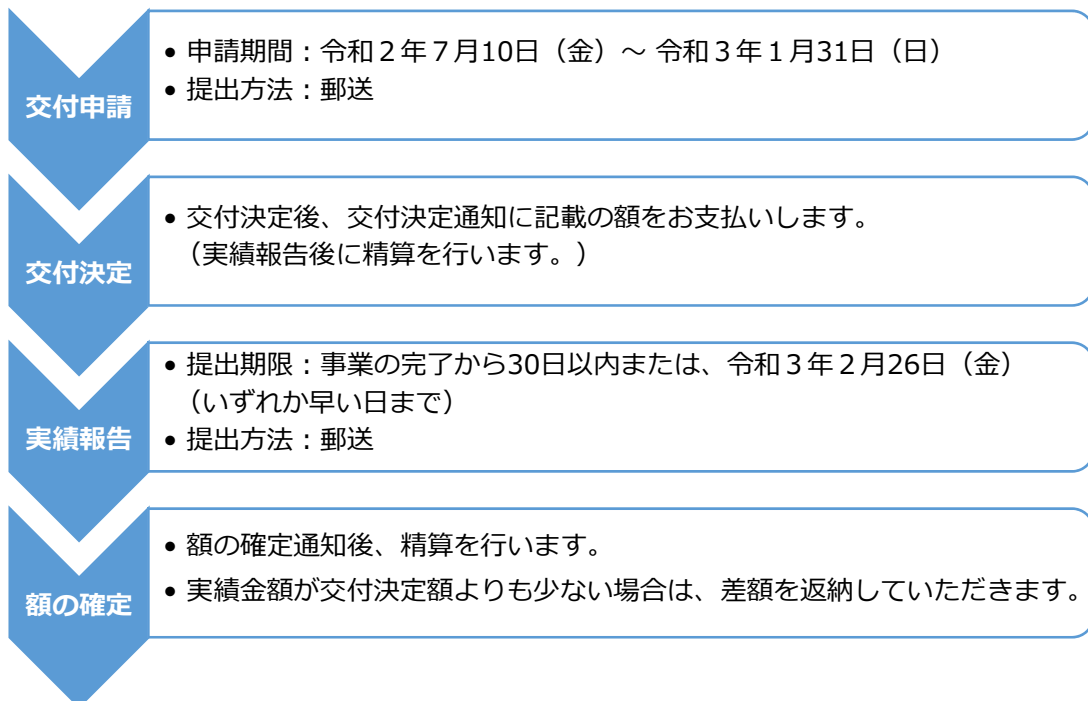
長岡市福祉保健部健康課 予防推進係

電話：0258-39-7508（受付時間 8：30～17：15（土日祝日を除く））

FAX：0258-39-5222

E-mai：kenkou@city.nagaoka.lg.jp

交付の流れ



Q&A

Q1 どのようなものが補助対象経費となりますか。

A1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策に要した経費が対象となります。

主な対象経費は、下記のとおりです。

区分	具体例
消耗品	マスク、フェイスシールド、ゴーグル、ヘアキャップ、ディスポ手袋、防護服、消毒液、手洗用石鹸、清掃用洗剤 など
備 品	飛沫防止アクリル（ビニール）パネル、体温計、空気清浄機、消毒液オートディスペンサー など
委 託	清掃・消毒作業、医療廃棄物処理 など
その他	<u>上記以外でも補助対象経費となる場合があります。</u> 不明な点はお問い合わせください。

Q2 実績報告の金額(確定額)と交付決定額が違う場合はどうなりますか。

A2 確定額と交付決定額がそれぞれ補助上限額を超えている場合は、補助上限額でのお支払いとなります。補助上限額を超えない場合は2つのパターンがあります。

交付申請の際には①を考慮した上で、提出をお願いいたします。

① 確定額が交付決定額よりも多い場合（確定額＞交付決定額）

原則として、交付決定額がお支払い額となりますので、増額はされません。

② 確定額が交付決定額よりも少ない場合（確定額＜交付決定額）

差額分を返戻金として、返納していただきます。

Q3 各種様式はどこからダウンロードできますか。

A3 交付申請書や請求書、実績報告書、提出書類チェックリストの様式は、長岡市のホームページからダウンロードできます。

[トップ](#)><らし・手続き>新型コロナ>長岡市感染症拡大防止対策支援補助金

Q4 開設者が長岡市医師会及び長岡歯科医師会に所属している診療所は対象外とありますが、開設者が法人の場合はどうなりますか。

A4 開設者が法人の場合は、代表者が長岡市医師会及び長岡歯科医師会に所属している診療所が対象外となります。